

各自治体の条例化の現状

1. 背景

平成 23 年に公布された第 1 次・第 2 次一括法により、道路構造の技術的基準、道路標識の寸法及び道路移動等円滑化基準について、平成 25 年 3 月 31 日迄に各自治体で条例を制定することが規定されている。

2. 現状

弊社で、67 自治体（47 都道府県、20 政令市）について、各自治体のホームページにより道路構造の技術的基準の条例等の策定及び検討状況を調査したところ、平成 25 年 1 月 31 日現在において、特に道路構造の技術的基準について条例が制定されている自治体は 55 自治体であり、また、意見募集を行っている自治体は 7 自治体であった。

表－1 都道府県及び政令指定都市における条例策定・検討状況

67 自治体（47 都道府県、20 政令指定都市）のホームページより（H25.1.31 現在 JICE 調べ）

条例策定・検討状況	自治体数	自治体名
条例制定済み	55	北海道、札幌市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、島根県、岡山県、岡山市、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県
意見募集実施済（実施中含む）	7	京都市、大阪市、神戸市、鳥取県、徳島県、福岡市、沖縄県

3. 条例の内容

既に制定した自治体の条例を見ると、道路構造の技術的基準等の複数の基準について、まとめて同一の条例で制定する動きも見られる。

表－2 条例化された自治体の状況

条例化の状況	自治体数	自治体名
それぞれ個別に制定	18	福島県、栃木県、群馬県、千葉県、千葉市、東京都、横浜市、川崎市、相模原市、富山県、岐阜県、愛知県、名古屋市、滋賀県、京都府、福岡県、宮崎県、鹿児島県
道路構造の技術的基準と道路標識の寸法を同一条例で制定	26	北海道、札幌市、青森県、宮城県、さいたま市、神奈川県、新潟県、新潟市、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本市、大分県
道路構造の技術的基準、道路標識の寸法、道路移動等円滑化基準を同一の条例で制定	8	岩手県、仙台市、秋田県、山形県、埼玉県、静岡県、浜松市、兵庫県

※HP で条例が入手できた 52 自治体について調査

4. 条例の制定方法

条例の制定方法は自治体により異なる。

表－3 道路構造の技術的基準に関する条例の制定方法

条例の制定方法	自治体数	自治体名
全てを条例で制定	19	札幌市、青森県、仙台市、福島県、群馬県、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、石川県、岐阜県、愛知県、名古屋市、兵庫県、福岡県、佐賀県、熊本市、大分県、鹿児島県
条例と規則で制定	29	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、新潟県、新潟市、富山県、福井県、山梨県、浜松市、滋賀県、京都府、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、北九州市、長崎県、宮崎県
全てを別途規則で制定	4	長野県、静岡県、三重県、山口県

※HP で条例が入手できた 52 自治体について調査

5. 自治体の独自規定

各自治体においては、独自に規定を制定しているものもある。

別表に、自治体の道路構造の技術的基準に関する主な独自規定の例を示す。

JICE では、条例化をはじめ、道路構造基準に関する様々なご質問・ご相談をお受けしております。

以下の窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

- 道路政策グループ（担当：丸山、野平、和田）
 - ・メールでのご相談・お問い合わせ：web@jice.or.jp
 - ・お電話でのご相談・お問い合わせ：03-4519-5002（直通）

※次回の更新は、議会での策定状況を踏まえ、平成 25 年 4 月頃を予定しております。

別表 自治体の道路構造の技術的基準に関する主な独自規定の例

自治体	独自規定	道路構造令の条項
秋田県	- 中央帯等の幅員は除雪を勘案して定める（積雪地域に限定しない） - 曲線部の片勾配の強化（6%を標準） - 縦断勾配の強化 - 合成勾配の強化（8%以下）	第11条の3 第16条 第20条 第25条
神奈川県	- 用語の定義に「植樹樹」を追加 - 歩道・自転車道に関して以下の項目を規定 - 舗装に関して、雨水の浸透、仕上げに関する規定を追加 - 横断勾配（1%以下） - 植樹樹の規定を追加	第2条 第23条 第24条
新潟県	- 中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員に関して勘案する事項を追加（堆雪幅）（積雪地域に存ずる道路の中央帯等の幅員の条項は削除） - 曲線半径を縮小する場合の勘案する値を規定（積雪寒冷地域の特性を考慮した値） - 縦断勾配を緩和する場合の勘案する値を規定（積雪寒冷地域の特性を考慮した値）	第6条、第8条、第10条の2、第11条、第11条の3 第15条 第20条
岐阜県	- 第3種第4級の道路を第3種第5級に区分できる条件について、「地域の状況に応じた通行機能を早期に確保する必要がある場合」を追加（1.5車線の道路整備が可能であることを明示） - 片側1車線道路における中央帯の設置に関する規定を追加 - 停車帯の幅員を縮小（1.5mを標準） - 歩道の幅員に関する特例を追加（1.5mまで縮小可能（特定道路を除く）※2） - 屈折車線又は減速車線を設ける場合において、当該部分の車線幅員を縮小できる条件について、第3種第2級の道路を追加 - 屈折車線（右折車線に限る。）の幅員に関する特例を追加（普通道路は2.5m、小型道路は2mまで縮小可能※2）	第3条 第6条 第9条 第11条 第27条 第27条
静岡県	- 歩道・自転車道等に関して以下の項目を規定 - 縦断勾配に関する規定を追加（5%以下） - 舗装に関して、雨水の浸透、仕上げに関する規定を追加 - 横断勾配（1%以下） - 構造基準を定める審議会の設置	第20条 第23条 第24条
愛知県	- 停車帯の幅員を縮小（1.5mを標準） - 屈折車線又は減速車線を設ける場合において、当該部分の車線幅員を縮小できる条件について、第3種の道路を追加※1 - 屈折車線又は減速車線の幅員に関する特例を追加（普通道路は2.5m、小型道路は2mまで縮小可能※1）	第9条 第27条 第27条
京都府	- 用語の定義に「有効幅員」を追加（歩道及び自転車歩行者道の幅員から横断歩道橋等、緑石又は路上施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員） - 自転車道を設けない道路の路肩の幅員に関する規定を追加（自転車の通行に配慮して定めるものとする） - 自転車歩行者道の幅員について、有効幅員で規定 - 歩道の幅員について、有効幅員で規定 - 雨水を浸透させる舗装の対象を、第4種（都市部）の道路に限定しない	第2条 第8条 第10条の2 第11条 第23条
兵庫県	第3種第3級の平地部の県道は、第3種5級（2級下の級）に区分することが可能※2	第3条
広島県	待避所の長さに関する特例を追加（10mまで縮小可能※2）	第30条
香川県	- 歩道又は自転車歩行者道の設置が困難な第3種および第4種の道路について、車道の左側に設ける路肩の幅員を規定（1m以上※2） - 自転車歩行者道の幅員の選定方法を別に規定 - 歩道の幅員の選定方法を別に規定 - 屈折車線又は減速車線を設ける場合において、当該部分の車線幅員を縮小できる条件について、第3種第2級及び第3級の普通道路並びに第3種の小型道路を追加※2 - 屈折車線又は減速車線の幅員に関する特例を追加（普通道路は2.5m、小型道路は2mまで縮小可能※2） - 既設道路に関する規定を追加（屈折車線を設けることなく車線の幅員を1.5m以上拡張することが可能※2）	第8条 第10条の2 第11条 第27条 第27条 第27条
高知県	路肩の幅員に関する規定を追加（第3種の道路で、歩道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、1m以上※2）	第8条
福岡県	- 歩道・自転車歩行者道に関して以下の項目を規定 - 縦断勾配に関する規定を追加（5%以下） - 舗装に関して、雨水の浸透に関する規定を追加 - 横断勾配（1%以下）	第20条 第23条 第24条

※1 但し、周辺に建築物があること等により用地の取得が困難であることその他特別な理由によりやむを得ない場合に限る。

※2 但し、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合に限る。

※ 独自基準：道路構造令と比較して異なる基準を設けているもの